

半田市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第三号

半田市職員定数条例の一部を改正する条例

半田市職員定数条例（昭和五十六年半田市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「五百七十九人」を「五百八十七人」に改め、同条第九号中「四十一人」を「四十三人」に改める。

第四条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 半田市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和元年半田市条例第二十二号）第二条の規定による配偶者同行休業の承認を受けている職員

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。